明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○高速自動車国道に関する件（国土交通七八二）　一

告示

○国土交通省告示第七百八十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月十三日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	三条市福島新田字上道下丙八二〇番一から同市福島新田字上道下丙九九七番一まで	平成二十四年七月十四日十五時